

● 福祉センター使用料

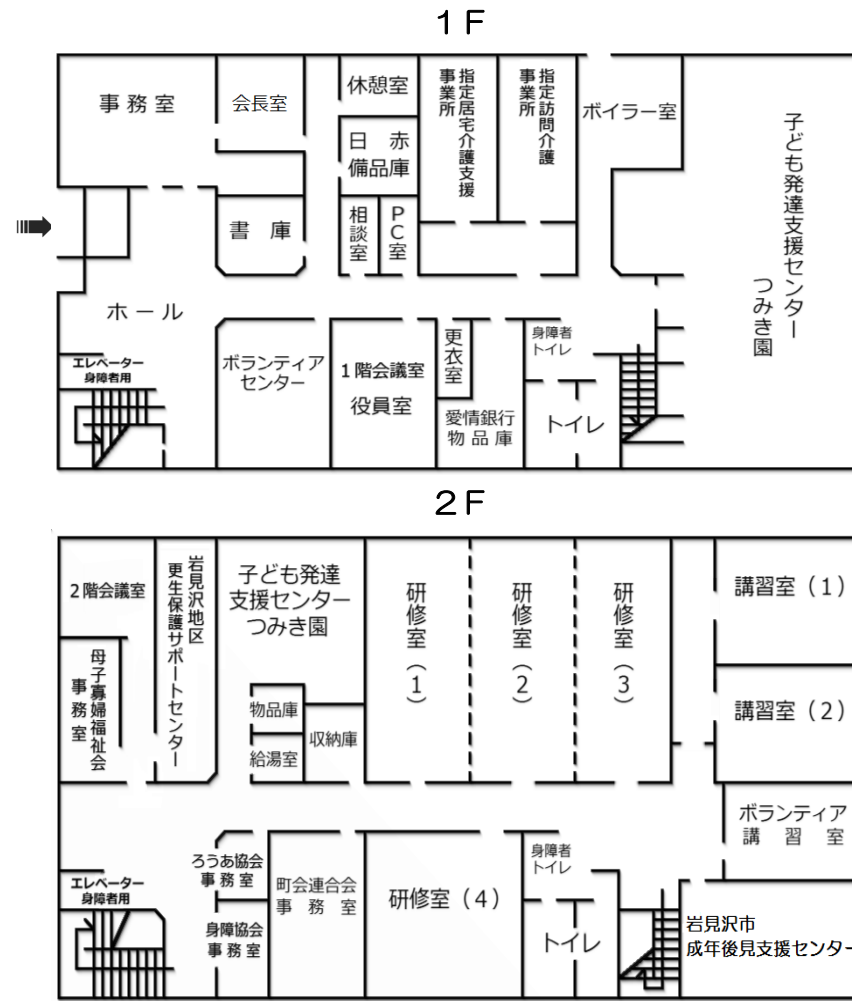
☆暖房期間 11月1日～4月30日 使用料の80%増

区分 室別	定員	期 間	9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 21時	1日
研修室 1・2・3・4	36	冬	1,440円	2,340円	2,340円	5,040円
	30	夏	800円	1,300円	1,300円	2,800円
講習室 1・2	30	冬	900円	1,620円	1,620円	3,600円
V講習室	30	夏	500円	900円	900円	2,000円
1階会議室	12	冬	1,080円	1,620円	1,620円	3,600円
2階会議室	18	夏	600円	900円	900円	2,000円

● 備付物品使用料

区分	物品名	単位	使用料
音響設備	放送基本設備 (マイク1本・アンプ・スピーカー)	1式	800円
	マイクロホン追加	1本	300円
	ポータブルアンプ	1台	600円
	カセットテープレコーダー	1台	300円
映写設備	DVD	1台	600円
	ビデオデッキ	1台	600円
	オーバーヘッドマシン	1台	400円
	移動スクリーン	1台	250円
戸外	電気料	1ヶ所	300円

● 平面図

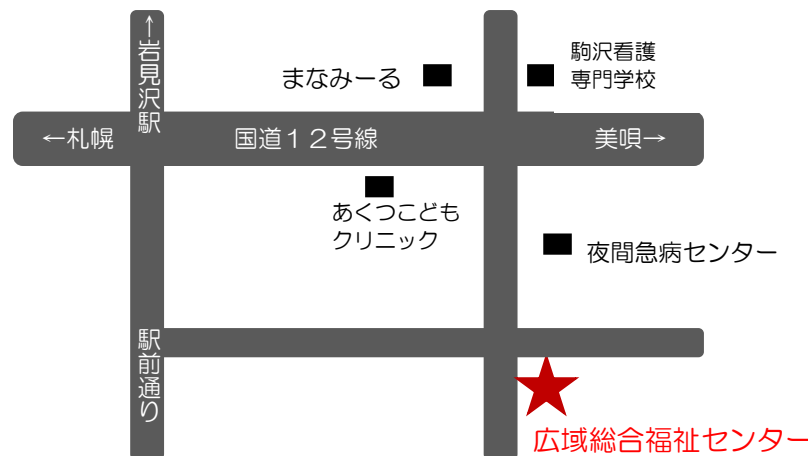


岩見沢広域総合福祉センター



この施設は(財)日本船舶振興会、岩見沢市の補助をうけ、更には市民のご支援により建設されました。

◆ 交通案内 ◆



ふれあいネットワーク



社会福祉法人

岩見沢市社会福祉協議会

～支え合い 共に生きる 住みよい地域づくり～

岩見沢市 11条西3丁目1番地9  
(岩見沢広域総合福祉センター)  
TEL 0126-22-2960  
FAX 0126-24-4977

# 使用のてびき

## • 設置目的

住民福祉の増進を図り、生活の向上に寄与するため地域福祉活動の拠点として設置する。

## • 開館時間及び休館日

開館時間～午前9時から午後9時まで

休館日～毎月第2・4日曜日

12月29日から翌年1月3日まで

## • 使用の申込

使用する月の1ヶ月前から可能です。

ただし、会長が特に必要があると認めた時は、受付期間を変更することができます。

## • 申込の受付

平日、午前9時から午後5時30分まで。

土曜・日曜・祝日は受付はしません。

## • 使用料

使用料及び備付物品の使用料は別紙のとおりです。使用料は使用申込と同時に納めてください。

## • 使用の許可

使用を許可した時は承認書を交付します。承認書は使用の際必ず携帯してください。また、使用の権利を譲渡したり、転貸することは認められません。

## • 使用時間

☆9時～12時 ☆13時～17時 ☆18時～21時

の時間帯にわかれています。

準備・後片付けなどに要する時間は使用許可の時間に含まれています。

## • 使用の取消

次の場合には、使用の条件を変更し、または使用を停止し若しくは承認を取り消すことがあります。この場合に使用者に損害が生じてもその賠償の責めを負いません。

＊使用者が規程に違反したとき。

＊使用承認の条件に違反したとき。

＊災害その他やむをえない理由が生じたとき。

## • 使用申込の取下げ

福祉センターの使用をとりやめようとするときは、速やかに使用申込取下げ書を提出ください。

## • 使用料の還付

使用料は還付しません。ただし、次の場合には還付することができます。

＊災害、その他使用者の責めに帰すことができない理由により使用できないときは全額還付します。

＊使用予定の7日前までに使用申込を取下げた場合は全額還付します。

## • 使用料の減免

公益上、その他特別な理由があると認めたときは、使用料を減免することができます。この場合は、使用料減免申請書を提出してください。

## • 原状回復義務

福祉センターの使用を終了したとき、または使用を取消され若しくは停止されたときは、使用した机・椅子などは使用前にあった場所に戻してください。

施設及び付属設備をき損または滅失したときは賠償していただきます。

## • 禁止行為

＊許可なく物品の販売等または金品の寄付募集の行為をすること。

＊政治活動または宗教活動を行うこと。

＊歌舞音曲の行為をすること。

＊みだりに騒音を発すること。

＊火気及び危険物または悪臭を発する物を持ち込むこと。

## • 遵守事項

＊福祉センター内の秩序保全のため使用中会場責任者を置くこと。

＊使用人員は各室に収容できる定員以内とすること。

＊備付物品の取り扱いを適正に行い、許可なく物品等を使用し、または移動しないこと。

＊所定の場所以外で火気を使用しないこと。

＊福祉センターの清潔、整頓を保つこと。

＊職員の指示に従うこと。

＊職員の立ち入りを拒んではならない。

＊ゴミは持ち帰ること。

■福祉センター使用上の事、または注意事項等で不明な点がありましたら職員にお問い合わせください。

■この概要は、岩見沢広域総合福祉センター規則施行細則に基づいて作成しています。

## 主な施設の内容

### 1階

●事務室（岩見沢市社会福祉協議会・岩見沢市共同募金委員会）●会議室●役員室●ボランティアセンター

●指定居宅介護支援事業所●指定訪問介護事業所●相談室

●子ども発達支援センター●愛情銀行物品庫●日赤備品庫

### 2階

●研修室●講習室●会議室●ボランティア講習室●子ども発達支援センター●岩見沢市成年後見支援センター

●岩見沢市町会連合会●岩見沢ろうあ協会事務室

●岩見沢身体障がい者福祉協会事務室

●岩見沢市母子寡婦福祉会事務室